

国立大学法人高知大学年俸制適用職員給与規則

平成26年9月24日
規則第28号

最終改正 令和6年1月29日規則第47号

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人高知大学職員就業規則（以下「就業規則」という。）第27条の規定に基づき、年俸制の適用を受ける職員（以下「年俸制適用職員」という。）の給与に関する事項を定める。

(給与の種類)

第2条 年俸制適用職員の給与は、本給、業績給及び諸手当とする。

2 諸手当は、本給の調整額、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、診療貢献手当、共同研究業績手当、研究代表者等特別手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当及び職務付加手当とする。

(給与の計算期間)

第3条 本給の計算期間は、10月1日から翌年9月30日までの1年間とする。

2 業績給の計算期間は、各関係条項に定めるところによる。
3 諸手当の計算期間は、一の月の初日から末日までとする。

(給与の支給日)

第4条 本給は、その12分の1の額（以下「月額本給」という。）を、毎月17日に支給する。ただし、17日が日曜日に当たるときは15日（15日が就業規則第40条に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、18日）、17日が土曜日に当たるときは16日（16日が休日に当たるときは15日）、17日が休日かつ月曜日に当たるときは18日に支給する。

2 業績給は、6月30日及び12月10日（ただし、その日が日曜日に当たるときは前々日、土曜日に当たるときは前日）に支給する。

3 第2条第2項に規定する諸手当は、国立大学法人高知大学職員給与規則（以下「給与規則」という。）第6条、第31条の2及び第31条の5に準じて支給する。

第2章 給与

(本給)

第5条 本給は、学歴、業績、経歴等を勘案して決定する。

2 本給表は、別表第1のとおりとする。

3 新たに年俸制適用職員として採用する者の本給は、次の表の左欄に掲げる年俸制適用職員の職名に応じて、右欄に掲げる職務の級とし、国立大学法人高知大学職員初任給、昇格、昇給等の基準に関する細則（以下「昇給等基準細則」という。）第11条及び第13条から第17条までの規定を準用して得られる号俸に応じて、別表第2の年俸制適用職員本給表の号数欄に定める号数を別表第1の号数欄に対応させ、本給欄に定める額とする。

職名	職務の級
助 教	2 級
講 師	3 級
准教授	4 級
教 授	5 級

4 給与規則の適用職員から年俸制適用職員に移行する者の本給は、移行時に給与規則により受けていた号俸に応じて、別表第2の年俸制適用職員本給表の号数欄に定める号数を別表第1の号数欄に対応させ、本給欄に定める額とする。

5 就業規則第73条に規定する旧年俸制適用職員から同条に規定する新年俸制適用職員に移行する者の本給は、移行時に受けていた号数及び額とする。

6 学長が特に必要と認める場合は、別表第1にかかわらず、本給の額を決定し、支給することができる。

7 別表第1に定める額は、給与規則の改定状況のほか、国立大学法人高知大学（以下「本学」という。）の財務状況等を勘案し、これを改定することがある。

(本給の改定)

第6条 本給の改定は、原則として5年に1度、その間に実施された5回分の教員評価の結果に応じて、行うものとする。

2 前項の規定により本給を改定する場合は、次の表に定める基準に従い決定するものとする。

改定幅	対象者
3号数	Sの評価が2回以上の者
2号数	A以上の評価が2回以上の者
1号数	A以上の評価が1回の者
0号数	上記以外又はC以下の評価がある者

3 第1項の規定による本給の改定時期は、10月1日とする。

(昇任に伴う本給の改定)

第7条 年俸制適用職員を昇任させた場合の本給は、その者の職名に応じて、別表第1の号数欄に定める額に改定するものとする。この場合において、その者の号数は、昇任した日の前日に受けていた号数に対応する別表第3の昇任に伴う本給改定後の号数欄に定める号数とする。

2 前項の場合において、その者を直近上位の職より上位の職へ昇任させるときにおける同項の規定の適用については、それぞれ直近上位の職への昇任が順次行われたものとして取り扱うものとする。

3 降任した年俸制適用職員を当該降任後最初に昇任させた場合におけるその者の号数は、前2項の規定にかかわらず、学長の定める号数とする。

(降任に伴う本給の改定)

第8条 年俸制適用職員を就業規則第10条の規定により降任させた場合の本給は、その者が降任した日の前日に受けていた号数と同じ額の号数(同じ額の号数がないときは、直近下位の額の号数)とする。

2 前項の場合において、その者を直近下位の職より下位の職へ降任させるときにおける同項の規定の適用については、それぞれ直近下位の職への降任が順次行われたものとして取り扱うものとする。

3 前2項の規定により年俸制適用職員の号数を決定することが著しく不相当であると認められる場合には、これらの規定にかかわらず、あらかじめ学長の承認を得て、その者の号数を決定することができる。

(業績給)

第9条 業績給は、12月1日及び6月1日を基準日として決定する次に掲げる額の合計額を基礎額とし、第10条に規定する支給率を乗じて得た額を第4条第2項に規定する日に

支給する。

- (1) 期末手当の4分の1相当額
- (2) 勤勉手当相当額
- (3) 年俸制導入促進費
- (4) 導入促進加算分

- 2 前項第1号に規定する期末手当の4分の1相当額とは、給与規則第39条から第41条まで及び第45条（第4項を除く。）の規定を準用して算出した額に4分の1を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。この場合において、本給は、別表第4の年俸制適用職員本給表欄の職名及び号数に応じて、教育職本給表（一）欄の職務の級及び号俸を給与規則別表第1－3に対応させ、同表の本給月額欄に定める額（以下「教育職本給表（一）に定める額」という。）とし、期末手当の支給割合は、給与規則第39条第2項に規定する6月及び12月に支給する割合の合計に2分の1を乗じて得た割合とする。
- 3 第1項第2号に規定する勤勉手当相当額とは、給与規則第42条及び第45条（第4項を除く。）の規定を準用して算出した額とする。この場合において、本給は、教育職本給表（一）に定める額とし、勤勉手当の成績率は、国立大学法人高知大学期末手当及び勤勉手当細則第20条第3号に規定する6月及び12月に支給する割合の合計に2分の1を乗じて得た割合とする。
- 4 第1項第3号に規定する年俸制導入促進費とは、第1項に規定する基準日前6箇月以内の期間における年俸制適用職員として在職した月数（その月数に1月未満の端数があるときは、その端数を切り上げた月数）に応じて国が定める基準に従い算出した額とする。ただし、年俸制適用職員が退職又は解雇された場合は、第1項に規定する基準日のいずれか直近の日から当該退職又は解雇された日までの在職した月数に応じた額とする。
- 5 第1項第4号に規定する導入促進加算分とは、282,000円に12分の1を乗じて得た額に第1項に規定する基準日前6箇月以内の期間における年俸制適用職員として在職した月数（その月数に1月未満の端数があるときは、その端数を切り上げた月数）を乗じて得た額とする。ただし、年俸制適用職員が退職又は解雇された場合は、第1項に規定する基準日のいずれか直近の日から当該退職又は解雇された日までの在職した月数に応じた額とする。
- 6 退職又は解雇された年俸制適用職員の業績給については、その者が当該退職又は解雇

された日から起算して1月以内に支払うものとする。ただし、死亡により退職した者に対する業績給の支給を受けるべき者を確認することができない場合その他特別の事情がある場合は、この限りでない。

7 第1項に規定する額は、給与規則及び職員退職手当規則の改定状況のほか、本学の財務状況等を勘案し、これを改定することがある。

(業績給の支給率)

第10条 支給率は、当該年俸制適用職員の前年度の勤務に対する教員評価の結果に応じて、次の表に定める基準に従い、当該年度の12月1日及び翌年度の6月1日に適用する割合を、決定するものとする。ただし、退職又は解雇された年俸制適用職員に業績給を支給する場合の支給率は、直近の12月1日又は6月1日の業績給に適用した割合とする。

支給率	対象者
最大 2.0	S評価の者
1.5	S評価の者 (ただし、予算の範囲内)
1.2	S評価又はA評価の者 (ただし、予算の範囲内)
1.0	A評価又はB評価の者
0.8	C評価の者
0.5	D評価の者

2 前項の規定にかかわらず、基準日において、次に掲げる者で教員の評価の結果が得られない場合の支給率は、1.0とする。

(1) 新たに年俸制適用職員となった者

(2) 就業規則第13条、第49条及び第55条から第56条の3までの規定により休職、病気休暇、育児休業、介護休業、自己啓発等休業及び配偶者同行休業を取得する者

3 第1項の表に定める支給率においては、前年度の教員評価の結果がS評価の者に限り、本人採択の間接経費の4分の1相当額を財源として、最大2.0の支給率の範囲内で上乘せすることができる。この場合において、上乘せすることができる額は、当該年俸制適用職員が設定する。

第3章 給与の特例

(育児休業中の給与)

第11条 国立大学法人高知大学育児休業等に関する規則(この条において「育児休業規則」という。)に規定する育児休業の適用を受けている年俸制適用職員(この条において「育児休業年俸制適用職員」という。)には、その期間中の給与は支給しない。

2 第9条第2項において、給与規則第39条第1項に規定するそれぞれの基準日に在職する育児休業年俸制適用職員のうち、基準日以前6月以内の期間において勤務した期間(別に定めるこれに相当する期間を含む。)がある場合には、前項の規定にかかわらず、当該基準日に係る期末手当の4分の1相当額を業績給として支給する。

3 第9条第3項において、給与規則第42条第1項に規定するそれぞれの基準日に在職する育児休業年俸制適用職員のうち、基準日以前6月以内の期間において勤務した期間がある場合には、第1項の規定にかかわらず、当該基準日に係る勤勉手当相当額を業績給として支給する。

4 第9条第4項及び第5項において、第4条第2項に規定する支給日以前6月以内の期間において勤務した期間がある場合には、第1項の規定にかかわらず、年俸制導入促進費及び導入促進加算分の額を12月で除して得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)に勤務した月数(その月数に1月未満の端数があるときは、その端数を切り上げた月数)を乗じて得た額を支給する。

5 年俸制適用職員が、育児休業規則第19条第1項に規定する部分休業の適用を受けて勤務しない場合には、給与規則第47条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給与規則第11条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して支給する。

(介護休業中の給与)

第12条 国立大学法人高知大学介護休業等に関する規則(この条において「介護休業規則」という。)第4条に規定する介護休業の適用を受けている年俸制適用職員(この条において「介護休業年俸制適用職員」という。)には、その期間中の給与は支給しない。

2 第9条第2項において、給与規則第39条第1項に規定するそれぞれの基準日に在職する介護休業年俸制適用職員のうち、基準日以前6月以内の期間において勤務した期間(別に定めるこれに相当する期間を含む。)がある場合には、前項の規定にかかわらず、当該基準日に係る期末手当の4分の1相当額を業績給として支給する。

3 第9条第3項において、給与規則第42条第1項に規定するそれぞれの基準日に在職す

る介護休業年俸制適用職員のうち、基準日以前6月以内の期間において勤務した期間がある場合には、第1項の規定にかかわらず、当該基準日に係る勤勉手当相当額を業績給として支給する。

4 第9条第4項及び第5項において、第4条第2項に規定する支給日以前6月以内の期間において勤務した期間がある場合には、第1項の規定にかかわらず、年俸制導入促進費及び導入促進加算分の額を12月で除して得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)に勤務した月数(その月数に1月未満の端数があるときは、その端数を切り上げた月数)を乗じて得た額を支給する。

5 年俸制適用職員が、介護休業規則第19条第1項に規定する部分休業の適用を受けて勤務しない場合には、給与規則第47条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給与規則第11条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して支給する。

第4章 補則

(移行の制限)

第13条 この規則の適用を受ける職員は、給与規則の適用を受ける職員へ移行することができないものとする。ただし、本人の意志によりこの規則の適用を受ける職員へ移行した以外の者から、所属又は専任担当の変更に伴い、給与規則の適用を受ける職員への移行の申し出があり、学長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

(給与規則の準用)

第14条 年俸制適用職員の給与は、前条までに定めるもののほか、給与規則第2条、第3条、第7条から第11条まで、第22条、第23条、第25条から第31条の3まで、第31条の5、第33条から第38条まで、第44条、第45条第1項から第7項まで、第46条、第47条、第50条、第51条及び第53条の規定を準用する。この場合において、「職員」とあるのは「年俸制適用職員」と読み替えるほか、次の表の左欄に掲げる同規則の規定中同表に掲げる中欄に掲げる字句は、それぞれ右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第9条第1項	昇給、降給等	本給改定等
第9条第3項 第11条第1項 第46条	本給	月額本給
第9条第4項	その本給は	その月額本給は

第 22 条第 2 項	本給月額	教育職本給表（一）に定める額
第 25 条第 1 項	教育職本給表（一）	年俸制適用職員本給表

2 前項の規定により給与規則別表第 2－2（第 22 条関係）又は別表第 3－2（第 23 条第 2 項関係）を準用するにあたっては、同表に定める教育職本給表（一）の額を準用することとし、第 5 条第 3 項の表の左欄に掲げる年俸制適用職員の職名に応じて、右欄に掲げる職務の級の額をそれぞれ適用するものとする。

（令和 2 年 4 月 1 日以降に年俸制適用職員となる者等についての適用除外）

第 14 条の 2 第 9 条第 1 項第 3 号及び第 4 号並びに第 4 項及び第 5 項、第 11 条第 4 項及び第 12 条第 4 項の規定は、就業規則第 73 条に規定する新年俸制適用職員には適用しない。

（雑則）

第 15 条 この規則に定めるもののほか、年俸制適用職員の給与に関して必要な事項は、その都度、学長が定める。

附 則

この規則は、平成 26 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 26 年 12 月 24 日規則第 35 号）

この規則は、平成 27 年 1 月 1 日から施行し、平成 26 年 12 月 1 日に在職する年俸制適用職員に対し、平成 26 年 10 月 1 日から適用する。

附 則（平成 27 年 3 月 11 日規則第 110 号）

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年 3 月 25 日規則第 115 号）

（施行日）

第 1 条 この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

第 2 条 施行日の前日から引き続き同一の本給表の適用を受ける年俸制適用職員で、その者の受ける月額本給が同日において受けていた月額本給に達しないこととなるものには、平成 30 年 3 月 31 日までの間、月額本給のほか、その差額に相当する額を本給として支給する。

附 則（平成 28 年 2 月 24 日規則第 68 号）

この規則は、平成 28 年 2 月 24 日から施行し、平成 28 年 2 月 1 日に在職する年俸制適用

職員に対し、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 29 年 1 月 20 日規則第 50 号）

この規則は、平成 29 年 1 月 20 日から施行する。

附 則（平成 29 年 1 月 20 日規則第 52 号）

この規則は、平成 29 年 1 月 20 日から施行し、平成 29 年 1 月 1 日に在職する年俸制適用職員に対し、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 30 年 1 月 18 日規則第 37 号）

この規則は、平成 30 年 1 月 18 日から施行し、平成 30 年 1 月 1 日に在職する年俸制適用職員に対し、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 30 年 6 月 20 日規則第 20 号）

この規則は、平成 30 年 6 月 20 日から施行し、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 31 年 1 月 16 日規則第 56 号）

この規則は、平成 31 年 1 月 16 日から施行し、平成 31 年 1 月 1 日に在職する年俸制適用職員に対し、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（令和 2 年 1 月 27 日規則第 47 号）

この規則は、令和 2 年 2 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 3 月 24 日規則第 81 号）

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 3 月 19 日規則第 62 号）

この規則は、令和 3 年 3 月 19 日から施行し、令和 2 年 11 月 1 日から適用する。

附 則（令和 4 年 9 月 29 日規則第 36 号）

この規則は、令和 4 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（令和 5 年 1 月 31 日規則第 73 号）

この規則は、令和 5 年 1 月 31 日から施行し、令和 5 年 1 月 31 日に在職する年俸制適用職員に対し、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（令和 5 年 3 月 24 日規則第 116 号）

この規則は、令和 5 年 3 月 24 日から施行する。

附 則（令和 6 年 1 月 29 日規則第 47 号）

この規則は、令和 6 年 1 月 29 日から施行し、令和 6 年 1 月 1 日に在職する年俸制適用職員に対し、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。

別表第1 (第5条第2項関係)
 年俸制適用職員本給表

職名 号数	助教		講師		准教授		教授	
	本給	月額本給	本給	月額本給	本給	月額本給	本給	月額本給
	円	円	円	円	円	円	円	円
1	3,276,000	273,000	4,116,000	343,000	4,752,000	396,000	5,844,000	487,000
2	3,564,000	297,000	4,452,000	371,000	5,136,000	428,000	6,096,000	508,000
3	3,900,000	325,000	4,716,000	393,000	5,424,000	452,000	6,336,000	528,000
4	4,248,000	354,000	5,004,000	417,000	5,640,000	470,000	6,588,000	549,000
5	4,512,000	376,000	5,244,000	437,000	5,832,000	486,000	6,828,000	569,000
6	4,596,000	383,000	5,460,000	455,000	6,036,000	503,000	7,056,000	588,000
7	4,692,000	391,000	5,664,000	472,000	6,156,000	513,000	7,260,000	605,000
8	4,812,000	401,000	5,808,000	484,000	6,288,000	524,000	7,452,000	621,000
9	4,932,000	411,000	5,892,000	491,000	6,408,000	534,000	7,572,000	631,000
10	5,028,000	419,000	5,952,000	496,000	6,468,000	539,000	7,668,000	639,000
11	5,088,000	424,000	6,000,000	500,000	6,504,000	542,000	7,728,000	644,000
12	5,148,000	429,000	6,036,000	503,000				
13	5,208,000	434,000	6,060,000	505,000				
14	5,268,000	439,000						
15	5,340,000	445,000						

別表第2（第5条第3項関係）

本給決定時号俸対応表

号俸	年俸制適用職員本給表の号数			
	助教	講師	准教授	教授
1	1	1	1	1
2	2	2	2	2
3	2	2	2	2
4	2	2	2	2
5	2	2	2	2
6	2	2	2	2
7	2	2	2	2
8	2	2	2	2
9	2	2	2	2
10	2	2	2	3
11	2	2	2	3
12	3	3	3	3
13	3	3	3	3
14	3	3	3	3
15	3	3	3	3
16	3	3	3	3
17	3	3	3	3
18	3	3	3	4
19	3	3	3	4
20	3	3	3	4
21	3	3	3	4
22	4	4	4	4
23	4	4	4	4
24	4	4	4	4
25	4	4	4	4
26	4	4	4	5
27	4	4	4	5
28	4	4	4	5
29	4	4	4	5
30	4	4	4	5
31	4	4	4	5
32	5	5	5	5
33	5	5	5	5
34	5	5	5	6
35	5	5	5	6
36	5	5	5	6
37	5	5	5	6
38	5	5	5	6
39	5	5	5	6
40	5	5	5	6
41	5	5	5	6

42	6	6	6	7
43	6	6	6	7
44	6	6	6	7
45	6	6	6	7
46	6	6	6	7
47	6	6	6	7
48	6	6	6	7
49	6	6	6	7
50	6	6	6	8
51	6	6	6	8
52	7	7	7	8
53	7	7	7	8
54	7	7	7	8
55	7	7	7	8
56	7	7	7	8
57	7	7	7	8
58	7	7	7	9
59	7	7	7	9
60	7	7	7	9
61	7	7	7	9
62	8	8	8	9
63	8	8	8	9
64	8	8	8	9
65	8	8	8	9
66	8	8	8	10
67	8	8	8	10
68	8	8	8	10
69	8	8	8	10
70	8	8	8	10
71	8	8	8	10
72	9	9	9	10
73	9	9	9	10
74	9	9	9	11
75	9	9	9	11
76	9	9	9	11
77	9	9	9	11
78	9	9	9	11
79	9	9	9	11
80	9	9	9	11
81	9	9	9	11
82	10	10	10	
83	10	10	10	
84	10	10	10	
85	10	10	10	
86	10	10	10	
87	10	10	10	

88	10	10	10	
89	10	10	10	
90	10	10	10	
91	10	10	10	
92	11	11	11	
93	11	11	11	
94	11	11	11	
95	11	11	11	
96	11	11	11	
97	11	11	11	
98	11	11	11	
99	11	11	11	
100	11	11	11	
101	11	11	11	
102	12	12		
103	12	12		
104	12	12		
105	12	12		
106	12	12		
107	12	12		
108	12	12		
109	12	12		
110	12	12		
111	12	12		
112	13	13		
113	13	13		
114	13	13		
115	13	13		
116	13	13		
117	13	13		
118	13			
119	13			
120	13			
121	13			
122	14			
123	14			
124	14			
125	14			
126	14			
127	14			
128	14			
129	14			
130	14			
131	14			
132	15			
133	15			

134	15			
135	15			
136	15			
137	15			
138	15			
139	15			
140	15			
141	15			

別表第3（第7条第1項関係）

昇任に伴う本給改定表

昇任日の前日に受けていた号数	昇任に伴う本給改定後の号数		
	講師	准教授	教授
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	2	1
4	2	3	2
5	3	4	3
6	4	5	4
7	5	6	4
8	5	7	5
9	6	7	5
10	6	8	6
11	6	8	6
12	7	8	
13	7	8	
14	7		
15	7		

別表第4（第9条第2項関係）
教育職本給表（一）への対応表

年俸制適用職員本給表		教育職本給表（一）	
職名	号数	職務の級	号俸
助教	1	2級	1
	2		11
	3		21
	4		31
	5		41
	6		51
	7		61
	8		71
	9		81
	10		91
	11		101
	12		111
	13		121
	14		131
	15		141
講師	1	3級	1
	2		11
	3		21
	4		31
	5		41
	6		51
	7		61
	8		71
	9		81
	10		91
	11		101
	12		111
	13		117
准教授	1	4級	1
	2		11
	3		21
	4		31
	5		41
	6		51
	7		61
	8		71
	9		81
	10		91
	11		101
教授	1	5級	1
	2		9
	3		17
	4		25
	5		33
	6		41
	7		49
	8		57
	9		65
	10		73
	11		81